

兵高教組

2019年11月26日

調査情報 22号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185

URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

マイナンバーカードの取得も、取得状況調査への回答も、強制ではありません

兵庫県教育委員会は、文部科学省より調査依頼があったとして、公立学校共済組合員等のマイナンバーカードの申請・取得状況の調査を県立学校長に依頼しました。今後、各学校では、カードの取得状況に関する調査票が配付され、提出が求められることになります。

マイナンバーカードの普及率は、2019年11月1日現在、全国で約14.3%となっており、その普及率向上のための調査と考えられます。しかし、マイナンバーをめぐるのは、政府の宣伝とは裏腹に、個人情報漏えいの危惧や国家による個人情報の一元的管理など、さまざまな問題点が指摘されており、考え方も人それぞれです。高教組の問合せに対して、調査票（参考様式）の提出は、お願いであり強制できるものではないと県教委は回答しています。

「調査」と称した普及活動

マイナンバーカードを所管するのは総務省です。総務省はマイナンバーカードの交付状況を把握していて、交付枚数・交付率などを不定期(2~4か月間隔)に公表しています。

交付状況＝取得状況 ですから、本当に取得状況を知りたいだけならば、わざわざ改めて調査をする必要はありません。調査をすることで、取得しなければならないかのような雰囲気づくりをしようとしているのでしょう。

政府は既にマイナンバーカードの健康保険証利用を可能にする法改正を済ませています。また6月4日に開催されたデジタル・ガバメント閣僚会議では、「マイナンバーカードとマイナンバーの利活用の促進に関する方針」を決定して、「国家公務員及び地方公務員等（国家公務員共済組合・地方公務員共済組合）については、本年度内に、マイナンバーカードの一斉取得を推進する」ことを掲げています。ただし、教育公務員（公立学校共済組合）はその対象外であり、全教（全日本教職員組合）の文科省への申し入れ[9月6日]においても、「マイナンバーカード取得はあくまでも任意であり強制するものではない」と確認しています。そもそも、教育公務員も他の公務員も、どの国民も、マイナンバーカードを取得する義務はなく、全く強制されません。

15 調査情報 29 号 [2016. 2. 10] も参照してください。
高教組HPにあります。
マイナンバー制度の問題点などを解説しています。

公立学校共済組合兵庫支部

「共済組合員証(健康保険証)は、これまで通り発行」

健康保険証について、公立学校共済組合兵庫支部は高教組に、「共済組合員証(健康保険証)は、これまで通り発行する」と説明していますから、その点で、マイナンバーカードを取得しなくて困るということはありません。

調査票の冒頭には、

2021年3月(予定)から、マイナンバーカードが、健康保険証として使えるようになります。このため、すべての地方公務員等とその被扶養者にマイナンバーカードの一斉取得をお願いしています。

と記されていますが、健康保険証として使えようが使えまいが、まるで取得しなければならないかのように「一斉取得をお願い」するのは、おかしい話です。

カードの取得も取得状況調査の提出も任意

調査対象者は公立学校共済組合の組合員だけでなく、その被扶養者も対象とされています。県教委に報告する学校ごとの「カード申請・取得状況把握表」には、「不明・未回答の人数」欄もあります。調査票の提出は、あくまでも任意です。

カード保有状況は本人の自己申告による

また、県教委は学校長への依頼文で、「カードの保有状況は、本人の自己申告に基づくこととし、現物や写し等による確認は行わないでください」と注意事項を記しています。

調査票には、交付申請をしない理由を書く欄がありますが、交付申請をしないことに理由は要りません。

マイナンバーカードの取得は任意です。取得状況を誰かに知らせる義務はありません。調査への回答も強制されません。